第5次千葉市障害者計画・第6期千葉市障害福祉計画・第2期千葉市障害児福祉計画(案)について

1 背景

各種サービス提供の見込量や提供体制の確保策等を定めることとされている「①障害者総合支援法に基づく**障害福祉計画**」及び「②児童福祉法に基づく**障害児福祉計画**」(以下あわせて「福祉計画」)については、厚生労働省が定める基本指針に即して作成することされており、市町村が福祉計画を定めようとする場合、あらかじめ自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならない旨、障害者総合支援法及び児童福祉法に規定されている。

本市では「③障害者基本法に基づく障害者計画」と福祉計画を一体的に策定しているところであり、令和3年度から令和5年度末までを計画期間とする「第5次千葉市障害者計画・第6期千葉市障害福祉計画・第2期千葉市障害児福祉計画(以下「次期計画」)(案)」について、障害者計画の策定等を所掌する千葉市障害者施策推進協議会(附属機関)において検討を進め、令和2年12月開催の第2回協議会において、事務局が提示した次期計画の原案について了承を得られたため、次のプロセスであるパブリックコメント手続の実施を予定しているところである。

本来であれば、千葉市地域自立支援協議会全体会に諮り、ご意見を聴くべきところ、スケジュールが極めてタイトであることから、千葉市地域自立支援協議会運営事務局会議委員の皆様に対し、次期計画に係るパブリックコメント手続への参加について周知させていただくもの。

<イメージ>

③ 障害者計画(障害者基本法		害者計画	i(隨害者	基本法)
----------------	--	------	-------	-----	---

次期計画

- ① 障害福祉計画(障害者総合支援法)
- ② 障害児福祉計画(児童福祉法)

2 経過

- ・R1. 7.12 障害者生活実態・意向調査 障害者団体ヒアリング (~R1. 8.16)
- ・R2. 5.19 基本指針の一部改正 (障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施 を確保するための基本的な指針 (厚生労働省告示))
- ·R2. 9. 9 第1回 千葉市障害者施策推進協議会
- ・R2. 9.16 次期計画(案) 骨子に係る障害者団体ヒアリング【書面実施】
- · R2. 12. 17 第 2 回 千葉市障害者施策推進協議会
- ・R3. 1.25 次期計画パブリックコメント手続(~R3. 2.24)
- · R3. 3 第 3 回 千葉市障害者施策推進協議会
- · R3. 4. 1 次期計画 開始

3 パブリックコメント手続(概要)

- (1) 公表·募集期間 令和3年1月25日(月)~2月24日(水)
- (2) 公表方法 市ホームページへの掲載、資料の閲覧・配布 (障害者自立支援課等)
- (3) 意見提出方法 団体名、団体所在地、代表者氏名(ふりがな)、電話番号、メールアドレス 等、連絡先を明記のうえ、以下のいずれかの方法により提出。

電子メール (shogai jiritsu. HWS@city. chiba. lg. jp)、郵送、FAX (043-245-5549)、持参 (障害者自立支援課)

(4) 市の考え方の公表

意見の概要・その意見に対する市の考え方は、市 HP 等で公表予定。

※ 公表の際、氏名、住所等の個人情報は公表しない。

4 パブリックコメント手続の対象資料

- (1) 次期計画(案) 概要
- (2) 次期計画(案) 本編
 - ※ 上記資料いずれも令和2年1月25日(月)に公表予定であるため、当該公表日までは 取扱注意でお願いいたします。

5 参考条文

○ 障害者総合支援法(抄)

(市町村障害福祉計画)

第八十八条 (略)

- 9 市町村は、第八十九条の三第一項に規定する協議会(以下この項及び第八十九条第七項に おいて「協議会」という。)を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しよ うとする場合において、あらかじめ、協議会(**千葉市地域自立支援協議会**)の意見を聴くよ う努めなければならない。
- 10 障害者基本法第三十六条第四項の合議制の機関を設置する市町村は、市町村障害福祉計画 を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関 (**千葉市障害者施策推進協議** 会)の意見を聴かなければならない。
- 児童福祉法(抄)

第三十三条の二十(略)

- ⑨ 市町村は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十九条の三 第一項に規定する協議会を設置したときは、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しよう とする場合において、あらかじめ、当該協議会 (千葉市地域自立支援協議会) の意見を聴く よう努めなければならない。
- ⑩ 障害者基本法第三十六条第四項の合議制の機関を設置する市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関 (千葉市障害者施策推進協議会)の意見を聴かなければならない。